

## 平成 25 年度消費者庁政策評価実施計画

平成 25 年3月 27 日  
消費者庁長官決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、平成 25 年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

平成 25 年4月1日から平成 26 年3月 31 日までとする。

### 2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁政策評価基本計画(平成 25 年3月 18 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1)基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(2)政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)は該当がない。

(3)その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)は該当がない。

### 3 その他

前記1の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成27年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が無駄の削減に資するように努める。

(別紙)

## 平成25年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	平成25年度施策名	担当課	消費者基本計画における施策番号 (平成22年3月30日閣議決定)	
				消費者庁重要施策	その他消費者庁施策
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課		総論第3, 5・6, 21, 23, 37-2, 43, 46, (53), 60, 60-2, (61), 108, (109), 136, 137, (153), 153-2・171, 168, 169, 170
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	(35), 110	42, 109, 127, 128, 130
		(3) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課		165, 166
		(4) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費生活情報課	87, 96	(5・6), 9, 88, 89, 90, (91), 94, 97, 105, (109), 129, 135
		(5) 物価対策の推進	消費生活情報課	67-2	67
		(6) 地方消費者行政の推進	地方協力課	1, 121・122, 122-2	109, 111, 123, 124, 126, (128), 129, 136
		(7) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	2, 4, 7, (13), (13-2), (13-2-2)	3, 5・6, (9), 12, 13-4, (15), 20, 21, 38, (124), 168
		(8) 消費者取引対策の推進	取引対策課		41, 41-2, 41-3, (42), (44), (44-2), (53), (60-2), (124), (153-2・171), 154, (168), (170)
		(9) 消費者表示対策の推進	表示対策課		(42), 80, 81, 82, 103, (124), 131, (153-2・171), (168), (170)
		(10) 食品表示対策の推進	食品表示課	69, 70, 71, 73, (74), 75, 76, 77, 79	(34), (124)

(注) 「消費者基本計画における施策番号等」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。  
 (\*各施策の事務事業を総務課で取りまとめ、評価を実施する。